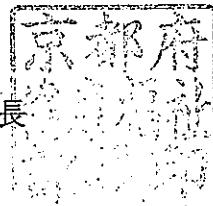


2健対第699号
令和2年6月12日

公益社団法人京都府看護協会会長様

京都府健康福祉部長



新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び
自宅療養における医療費の公費負担について

令和2年4月30日付け健感発0430第3号厚生労働省結核感染症課長通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における医療費（令和2年4月以後の診療分に限る。）について公費負担を実施することとなり、京都市及び本府保健所あて別添写しのとおり通知ましたので、御承知願います。

記

1 宿泊療養

対象者からの委任に基づき、受任医療機関あて支払を行います。

受任医療機関には「申請書」及び「療養証明書」を記載いただくこととなります。該当医療機関との調整は本府健康対策課で行わせていただきます。

なお、令和2年5月以後の診療分については、国保連合会又は支払基金あてに支払わせていただきます。

2 自宅療養

該当の医療機関については、対象者からの依頼に基づき「療養証明書」を記載いただくこととなりますので、御理解、御協力よろしくお願いします。

なお、令和2年5月以後の診療分については、対象者本人が支払済のものを除き、国保連合会又は支払基金あてに支払わせていただきます。

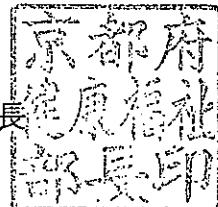
担当	健康対策課
電話	075-414-4723



2健対第699号
令和2年6月12日

京都市保健福祉局長様

京都府健康福祉部長



新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び 自宅療養における医療費の公費負担について

令和2年4月30日付け健感発0430第3号厚生労働省結核感染症課長通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における医療費（令和2年4月以後の診療分に限る。）について公費負担を実施することとなりましたので、御承知いただきますとともに、該当する医療の提供を受けた者への周知及び書類の提出について御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 宿泊療養

対象者に「受給対象者の皆様へ」及び「委任状」を交付の上、記入いただいた「委任状」を京都府健康福祉部健康対策課あて送付願います。

なお、受任医療機関との調整は本府健康対策課で行わせていただきます。

2 自宅療養

対象者に「受給対象者の皆様へ」、「申請書」及び「療養証明書」を交付の上、記入いただいた「申請書」及び「療養証明書」を本府健康対策課あて送付願います。

なお、療養証明書の記載は対象者から医療機関に直接依頼していただくことを想定しておりますが、個々の状況に応じ、医療機関との調整についても適宜御協力願います。

担当	健康対策課
電話	075-414-4723

2健対第699号
令和2年6月12日

各保健所長様

健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び
自宅療養における医療費の公費負担について

令和2年4月30日付け健感発0430第3号厚生労働省結核感染症課長通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における医療費（令和2年4月以後の診療分に限る。）について公費負担を実施することとなりましたので、御承知いただきますとともに、貴管内に該当する医療の提供を受けた者がいる場合は、該当者への周知及び書類の提出について御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 宿泊療養

対象者に「受給対象者の皆様へ」及び「委任状」を交付の上、記入いただいた「委任状」を健康対策課あて送付願います。

なお、受任医療機関との調整は健康対策課で行わせていただきます。

2 自宅療養

対象者に「受給対象者の皆様へ」、「申請書」及び「療養証明書」を交付の上、記入いただいた「申請書」及び「療養証明書」を健康対策課あて送付願います。

なお、療養証明書の記載は対象者から医療機関に直接依頼していただくことを想定しておりますが、個々の状況に応じ、医療機関との調整についても適宜御協力願います。

担当	健康対策課
電話	075-414-4723

支払対象

(1) 対象となる医療の内容

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、宿泊等療養中に、体調不良等により自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

【対象外となる医療の例】

新型コロナウイルス感染症とは関係のない医療（歯科治療など）

宿泊療養中の健康観察（委託料で対応するため）

宿泊療養終了（＝退所）後に行われた医療

(2) 対象期間等

原則として、令和2年4月診療分の患者自己負担分を支払対象とする。ただし、令和2年5月以後の診療分のうち患者が既に自己負担分の支払を完了させているものについても償還払いの対象とする。

	保険診療分	患者自己負担分
令和2年3月以前の診療分	公費負担制度なし (通常の保険診療と同様)	公費負担制度なし
令和2年4月診療分	公費負担制度なし (通常の保険診療と同様)	公費負担制度あり (療養費払いとして府が患者又は医療機関へ直接支払う)
令和2年5月以後の診療分	公費負担制度なし (通常の保険診療と同様)	公費負担制度あり (原則として、国保連合会又は支払基金が立替払を行った後、府が国保連合会等に支払う。ただし、患者が支払済であった場合は療養費払い対応とする。) <参考> 公費負担者番号 28260602 受給者番号（全員共通） 9999996

支払事務の流れ

(1) 宿泊療養の場合

- ①保健所（京都市含む。以下同じ。）が患者に委任状の提出を依頼
- ②患者が保健所に委任状を提出
処方薬がある場合は2通（診療所及び薬局分）、ない場合は1通（診療所分）
- ③保健所が健康対策課に委任状を送付
- ④健康対策課が診療所及び薬局に、申請書、療養証明書、委任状を送付
- ⑤診療所及び薬局から健康対策課に申請書等を提出
- ⑥診療所及び薬局あて支給決定、支払

(2) 自宅療養の場合

- ①保健所が患者に申請書、療養証明書の提出を依頼
- ②患者が医療機関（診療所等）に療養証明書の記入を依頼
- ③患者が保健所に申請書及び療養証明書を提出
- ④保健所が健康対策課に申請書及び療養証明書を送付
- ⑤患者あて支給決定、支払

【必要書類一覧】

	記入いただく書類					
	患者			医療機関		
	申請書	療養証明	委任状	申請書	療養証明	委任状
宿泊療養			○	○	○	
自宅療養	○				○	

受給対象者の皆様へ

京都府では、この度、政府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、宿泊等での療養中に行われた新型コロナウイルス感染症に係る治療費の自己負担分（令和2年4月以後の診療分に限ります。）を公費負担させていただくこととなりました。

【公費負担の対象期間など】

令和2年3月以前の診療分	公費負担の対象外です。
令和2年4月診療分	本人が支払済の場合は本人に、本人への請求がまだの場合は医療機関に、それぞれ支払わせていただきます。
令和2年5月以後の診療分	原則として、患者の窓口負担はありません。 <u>ただし、既に本人が支払済であった場合は令和2年4月診療分と同様に、本人に直接支払わせていただきます。</u>

【公費負担の対象にならない医療の例】

宿泊等療養の終了後に行われたもの

市販薬の購入など保険診療の対象にならないもの

歯科治療など明らかに新型コロナウイルス感染症と関係のないもの

【記入・提出いただく書類など】

(1) 宿泊の場合…1種類

委任状（本人が記入）

※医療機関への連絡は京都府が直接行わせていただきます。

(2) 自宅の場合…2種類

支給申請書（本人が記入）

療養証明書（本人から医療機関に記入を依頼してください。）

委 任 状

私は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養における療養費（自己負担に相当する金額）のうち、以下の医療機関の療養分に係る請求及び受領に関する権限を当該医療機関の長に委任します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

患者（保護者が申請する場合など申請者と異なる場合のみ記入）

住 所

氏 名

医療機関

所在地

[REDACTED]

名 称

[REDACTED]

委 任 状

私は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養における療養費（自己負担に相当する金額）のうち、以下の医療機関の療養分に係る請求及び受領に関する権限を当該医療機関の長に委任します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

患者（保護者が申請する場合など申請者と異なる場合のみ記入）

住 所

氏 名

医療機関

所在地

[REDACTED]

名 称

[REDACTED]

○患者本人が医療費を支払済のときは本人が、未払のときは医療機関の方がご記入ください。

**新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る
宿泊等療養における療養費支給申請書**

京都府知事様

令和 年 月 日

公費負担番号	2 8 2 6 0 6 0 2	公費負担受給者番号	9 9 9 9 9 9 9 6
申請者の住所氏名	㊞		患者との関係
患者の住所氏名			患者の生年月日 性別 年 月 日 生 男女
療養の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	医療機関の種類 (該当番号に○)	1 病院・診療所 2 薬局 3 訪問看護

療 養 費 の 内 訳

医療機関の種類	医療機関の名称	診療実日数	患者負担額 (療養証明記載額)	摘要
		日	円	
		日	円	
		日	円	
合計			円	

療養費の振込先口座

金融機関 (○○銀行○○支店などのように記入)	預金種別 (いずれかに○)	口座番号	口座名義 (カタカナで記入)
	普通・当座		

(記入上の注意)

1 「患者との関係」欄について

患者本人が請求する場合は「本人」、患者が未成年の子で親が請求する場合は「保護者」、医療機関が代理請求される場合は「代理人」などのように記入してください。

2 「患者の住所氏名」欄について

患者本人が請求される場合は「同上」と記入していただけで結構です。

3 「患者負担額」欄について

療養証明書の「患者負担額」欄の金額を転記してください。

4 「療養費の振込先口座」欄について

原則として請求者本人（代理請求の場合は医療機関）名義の口座への入金となります。

- この用紙は医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション）ごとに記入してもらってください。
○複数の医療機関で証明をもらう場合は、必要枚数をコピーしてください。

新型コロナウイルス感染症医療費 (宿泊等療養) 療養証明書

(医療機関記載欄)

受給者氏名			受給者番号	9999996	
健康保険 種別 割負担割合	診療年月 (総点数) (患者総負担額)	年月分 (※1 点) (※2 円)	診療実日数	保険診療点数等	患者負担額
社 保 国 保 前期高齢 割 後期高齢 割 介護保険 割	通院 薬局 訪問看護	通院	日	点	円
		薬局	日	点	円
		訪問看護	日	単位	円
社 保 国 保 前期高齢 割 後期高齢 割 介護保険 割	通院 薬局 訪問看護	通院	日	点	円
		薬局	日	点	円
		訪問看護	日	単位	円

備考欄

上記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

記入者 ()

名称

(電話 :

㊞

代表者

所在地

○医療機関の方へ

- 1 「健康保険」欄については、該当する保険区分に○をつけた上で、何割負担かをご記入ください。
- 2 「保険診療点数等」欄及び「患者負担額」欄については、新型コロナウイルス感染症の治療に関するもの（発熱、咳嗽に対する処置等）のみを証明してください。（なお、新型コロナウイルス感染症以外の医療がある場合は、※1に1か月の総点数を※2に1か月の総患者負担額をご記入ください。）

(補足説明)

- 市販薬の購入や新型コロナウイルス感染症に罹る前から行われていた持病の治療、新型コロナウイルス感染症と関係のない疾病的医療費（歯科診療など）などについては、対象外となります。
- ただし、他疾患の治療であっても、新型コロナウイルス感染症の治療のために併せて治療を行う必要があると医師が判断したものについては、公費負担の対象となります。
- 自宅療養中の訪問看護も公費負担の対象となります。
- この証明書による公費負担の対象期間は、原則として令和2年4月診療分のみとしてください。ただし、既に令和2年5月診療分の請求が行われていた場合は、令和2年5月診療分も含めて記入してください。なお、令和2年3月以前の診療分の自己負担相当額は公費負担の対象になりません。
- 証明印は、医療機関印ではなく代表者印（院長印や理事長印、代表者の個人印）を押印してください。
- 訂正箇所が生じた場合は、二重線を引き、その上に証明印と同じ印を押印してください。
- 証明書の内容で不明な点につきましては、記入者様に確認させていただきます。

参考資料

(別添)

健感発0430第3号
令和2年4月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における 公費負担医療の提供について

新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項、宿泊や自宅での療養を行う場合の患者へのフォローアップ、受入施設での対応等について、お示ししたところである。

今般、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）中又は自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した場合の公費負担医療の取扱について、下記のとおり取りまとめたので、その対応に遺漏なきを期したい。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであること申し添える。

記

第1. 公費負担医療による補助の内容について

1. 補助事業の概要

今般、都道府県等においては、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）等を踏まえ、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、軽症者等に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところである。

今般、本日（令和2年4月30日）成立した令和2年度補正予算に基づき、都道府県が医療機関等に対して、令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後なお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する（以下「本補助事業」という。）ものとする。なお、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養については、都道府県等が保健所において実施する事務もあるところだが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象が都道府県（保健所設置市及び特別区は対象に含まない。）であることから、都道府県において補助等を実施すること。

2. 補助事業の対象となる医療

本補助事業の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件をみたす必要がある。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること

（例）宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

（例）都道府県等が医療機関に対し、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等への健康観察を委託している場合、健康観察として委託した範囲に含まれない医療が本補助事業の対象となる。当該委託の範囲に

において健康観察の一貫として行われた医療は、本補助事業の対象ではなく、別途、医療機関への委託費として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること
(例) 宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること
(例) 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかつたとしても実施されたであろう医療は対象とならない。
(例) 宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

3. 補助事業の補助額

本補助事業の補助額は、新型コロナウイルス感染症に係る医療について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月25日改正。以下「3月4日通知」という。）によるPCR検査等に係る補助（以下「3月4日通知によるPCR検査等の補助」という。）及び本補助事業による補助を併給する場合には、同条に基づく公費負担医療の適用、3月4日通知によるPCR検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする）。

- (例) 軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を受ける前に新型コロナウイルス感染症に感染しているか否かを判断するために実施したPCR検査については、宿泊療養又は自宅療養の期間中の医療ではないため、本補助事業ではなく3月4日通知によるPCR検査等の補助が適用される。

(例) 宿泊療養又は自宅療養を受けている軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を解除するために実施するPCR検査については、3月4日通知によるPCR検査等の補助を優先して適用した後、なお残る自己負担額について本補助事業による補助を適用する。

4. 補助事業の適用対象期間

本補助事業は令和2年4月1日以降に行われた医療（令和2年4月診療分以降）を対象とする。

第2. 補助事業の補助の実施方法

1. 都道府県と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の委託契約

都道府県における、医療機関等に対する補助に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額について、令和2年5月診療分（6月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することを可能とした。別添1及び別添2の契約書及び覚書の文案を参考に、審査支払機関に対して、診療報酬等の審査及び支払事務を委託する場合においては、速やかに所要の契約の締結及び覚書の交換を行うようお願いする。

2. 保健所における都道府県への連絡及び軽症者等の受診の調整

保健所においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）等を踏まえ、症状が悪化した際に速やかに適切な医療機関等を受診できる体制の確保等を行い、迅速に新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ可能な医療機関等の受診につなげができるよう、事前に医療提供及び搬送体制について調整を行うとともに、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、受診する医療機関等の調整を行うこと。

また、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した場合には、前述のとおり、医療機関等から、審査支払機関を通じて、都道府県に対して、当該受診に係る費用を請求することになることから、保健所は、軽症者等の氏名や軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に受診を行うこととしている医療機関等名等の必要な情報を都道府県に対して、適宜、連絡する

こと。

また、軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等であることを医療機関等が判断することができるよう、軽症者等に対して、あらかじめ配布した書面のうち、宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面を、受診時に医療機関等に提示するよう指示すること。なお、当該宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面の具体例としては、次に掲げるものなどが考えられる。

- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式1参照）
- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養中又は自宅療養中の健康観察票（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式7参照）

3. 医療機関等における現物給付

令和2年5月診療分（6月請求分）以降、医療機関等においては、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る医療を受診した場合、当該医療に係る自己負担額を当該軽症者等から徴収する際、第1に基づいて都道府県が医療機関等に支払う金額分を当該軽症者等に支給する（当該軽症者等の負担と相殺することも差し支えない）。

4. 都道府県における償還払い

令和2年5月診療分（6月請求分）以降については、都道府県、医療機関等、軽症者等の事務負担軽減のため、原則として、審査支払機関を通じた補助を行うこととする。

なお、令和2年4月診療分の医療に係る費用については、都道府県が医療を受けた本人からの請求に基づき、その費用を本人に対して支給すること。都道府県は、当該請求に当たり、本人に対して、受診時の領収書等の費用の確認できる書類の提出等を求めるこ。

以上

- ④月2日付け事務連絡等において、都道府県等に対して、軽症者等の宿泊療養・自宅療養・自宅療養等の中の取扱いとして、患者のオローラップや必要な医療提供体制の確保について、お示したところ。
 - ⑤宿泊療養等の期間中は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健所(又は委託を受けた者)が健康観察を行うが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる場合がある。この際、往診等によって、宿泊施設や自宅で診療を受けることとも想定されるため、当該診療に要する費用の自己負担分について、公費で補助することとする。
 - ⑥また、宿泊療養等の終了時に使うPCR検査費用(感染症法第15条に基づく行政検査)についても、入院患者が退院時に使う検査と同様に、自己負担分を公費で手当することとする(※)。
- ※確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分(初再診料など)を交付金で手当てる。

